

## 構成市町村住民説明会日程一覧表

平成15年12月4日現在

	主催市町村	場 所	開始時間
12月8日(月)	美杉村	八幡生活改善センター	19:30
9日(火)	美杉村	多気地域住民センター	19:30
10日(水)	美杉村	下之川地域住民センター	19:30
11日(木)	美杉村	ふれあいプラザ竹原	19:30
12日(金)	美杉村	美杉村総合開発センター	19:30
13日(土)			
14日(日)	久居市	七栗公民館	19:00
	河芸町	河芸町役場(防災研修室)	13:00
15日(月)	美杉村	太郎生多目的集会所	19:30
16日(火)	津市	津市西部市民センター	19:00
	久居市	立成コミュニティセンター	19:00
	美杉村	伊勢地地域住民センター	19:30
17日(水)	津市	津市北部市民センター	19:00
	久居市	久居市役所(南庁舎3階会議室)	19:00
	白山町	白山町町民会館	19:00
18日(木)			
19日(金)			
20日(土)	久居市	戸木公民館	19:00
	芸濃町	芸濃町総合文化センター	19:00
	一志町	コミュニティプラザ川合	19:00
21日(日)	津市	津市役所(8階大会議室)	13:30
	久居市	桃園情報センター	19:00
	一志町	中央公民館	19:00
22日(月)	久居市	榊原農民研修所	19:00
	美里村	美里村福祉センター	19:00
	安濃町	サンヒルズ安濃	19:00
	一志町	大井公民館	19:00
23日(火)	久居市	市民ふれあいセンター(ポルタひさい3階)	19:00
	香良洲町	サンデルタ香良洲	19:00
	一志町	波瀬ふれあい会館	19:00
24日(水)			
25日(木)	津市	津市雲出市民センター	19:00

みんなで創ろう！！

新生「津市」



平成15年12月  
市町村  
津地区合併協議会

## 新しいまちづくりを目指して

一体的、総合的な発展を目的に合併を目指す津地区の10市町村は、三重県のほぼ中央に位置し、人口は約29万人、西部の山並みから、波静かな伊勢湾に至る約710平方キロメートルの圏域です。産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中核圏域としての役割を果たしてきています。

一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれていて、21世紀が「環境との共生の時代」と言われる中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となっています。

県都としての機能を担うこの圏域が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図るとともに、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境とが調和した、これからの時代に求められる魅力ある都市を創造し、持続的な成長を促していくことが不可欠です。

すでに一体感のある10市町村が合併し、ひとつの自治体を形成することで、お互いの優れた資質を十分発揮することができ、安全・安心で快適なまちづくりや将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めていくことができます。

津地区合併協議会では、協議会での協議を重ね、現在までに合併に必要な協定項目の中で、合併の柱となる基本4項目（合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置）をはじめ、各種事務事業の取り扱いが順次確認されています。

また、新市の将来の方向性を示すマスタープランとしての役割を果たす新市まちづくり計画も協議中です。



# 合併協議会の協議状況

(12月4日現在 第15回合併協議会までの協議結果)



## 基本4項目

### 【合併の方式】

合併の方式は、新設合併とすることが確認されました。

新設合併により、これまでの10の市町村(津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村)はすべて廃止され、全く新しい市が誕生することになります。

### 【合併の期日】

合併の期日は、平成17年1月を目標とすることが確認されました。

### 【新市の名称】

新市の名称は、「津市」とすることが確認されました。

### 【新市の事務所の位置】

新市の事務所の位置は、現在の津市役所(津市西丸之内23番1号)とすることが確認されました。

## 地方税の取り扱い

### 【個人市町村民税】

個人市町村民税は、合併と同時に地方税法に基づき調整することが確認されました。

個人均等割額は、新市の人口規模(5万人以上50万人未満の市)の場合、標準税率は地方税法の規定により年額2,500円になります。

所得割は標準税率とします。

## 【法人市町村民税】

法人市町村民税は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

均等割は標準税率とします。

法人税割は、資本金 1 億円以下の法人は 12.3%、資本金が 1 億円を超える法人は 13.5%の税率とします。

## 【入湯税】

入湯税は、合併と同時に鉱泉浴場への入湯客に対して、1 人 1 日 150 円を課税する調整内容が確認されました。

市 民 税	個人	均等割	標準税率 2,500 円 (年額)
		所得割	標準税率 ・ 200 万円以下の金額 3 % ・ 200 万円を超える金額 8 % ・ 700 万円を超える金額 10%
	法人	均等割	標準税率
		法人税割	12.3% (資本金 1 億円以下の法人) 13.5% (資本金 1 億円を超える法人)
入湯税	鉱泉浴場への入湯客 1 人 1 日 150 円		

## 使用料、手数料等の取り扱い

### 【戸籍・住民関係手数料】

戸籍・住民関係手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

戸籍関係手数料は、各市町村とも政令により同一であり、合併後も現行どおりです。

住民関係手数料は、各市町村で 1 通 200 円～400 円と差がありますが、新市では 1 通 200 円に統一します。

また、住民基本台帳の閲覧は 10 件 200 円、埋火葬許可書の交付は無料とします。

### 【税務関係手数料】

税務関係手数料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。現在各市町村の税務関係手数料は 200 円～300 円ですが、新市では 1 件 200 円

に統一します。

また、自動車の臨時運行の許可は 750 円、住宅用家屋証明は 1,300 円とします。

### 【斎場使用料】

斎場使用料は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在、津市、久居市、香良洲町に斎場があり、使用料の額に差がありますが、新市では原則として低い料金に統一します。

#### 住民関係手数料

(単位：円)

住民票	200
戸籍附票	200
印鑑登録証明書	200
印鑑登録証	200
身分証明書	200
不在住証明書	200
不在籍証明書	200
住民票記載事項証明書	200
住民基本台帳の閲覧	10 件 200
外国人登録原票記載事項証明書	200
埋火葬許可書	無料
死体火葬証明書	200
改葬許可証	200

#### 税務関係手数料

(単位：円)

納税証明書	200
課税証明書	200
所得証明書	200
所得課税証明書	200
自動車の臨時運行の許可証	750
評価証明書	200
公租公課証明書	200
住宅用家屋証明書	1,300
資産に関する証明書	200
軽自標識再交付	200
公図、土地、家屋台帳の閲覧	200

#### 斎場使用料(主なもの)

(単位：円)

火葬炉使用料	大人	市内	3,000
		市外	30,000
葬儀場使用料		市内	4,000
		市外	12,000



## 町、字の区域および名称の取り扱い

町、字の区域は、現行どおりとし、町、字の名称は津市以外の市町村は原則として従来の町、字名の前に旧市町村名をつけた町名として、地域住民の意向を尊重し調整することが確認されました。

なお、町、字の名称の変更は、住民登録、登記、郵便などの住民生活に大きく影響することから、新市移行時に支障のないように調整します。

## 慣行の取り扱い

市章、市民歌、市民憲章、市の木・花・鳥は、新市において新たに定めることが確認されました。



## 自治会等の取り扱い

### 【町自治会長および地区自治会連合会長の報償金、地区自治会連合会・地区自治会・町自治会の活動に係る補助金など】

町自治会長および地区自治会連合会長の報償金、地区自治会連合会・地区自治会・町自治会の活動に係る補助金などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在各市町村の単位自治会数は 948 と非常に多く、当面は旧市町村単位での地域別連合会として組織される方向です。

将来的には、一つの連合会として結成されることが望まれますが、地域別の連合会組織に対する補助金などは、当面は 10 市町村で現在支払われている総額に相当する額により調整します。

なお、市町村によって補助基準が異なることから、合併時には津市の例による暫定基準で運用しますが、暫定基準による積算と現在支払われている総額を比較し著しく差がある場合は、市町村間の活動レベルの均等化を図りながら、新たな基準が策定されるまでは必要な補てん措置を行います。

## 【広報紙の配布など】

広報紙の配布などは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

広報紙、県政だより、県議会だより、回覧文書などの配布物は、新市移行時に混乱がないように、現在多くの市町村で行われている自治会を通じて各戸まで配布する方法を基本とします。なお、配布回数は月2回で統一します。

また、自治会への配布方法は、市町村によって異なることから、専門業者へ委託を行い、配布方法を統一するとともに、自治会から各戸への配布に係る費用の支払い方法や経費の算定などは、合併までに調整します。

## 消防団の取り扱い

### 【消防団の組織に関すること】

消防団の組織に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

消防団、分団、定員、階級などは現行のままとし、新市では10消防団本部、64分団体制になります。

なお、円滑な消防団活動を促進するため、消防組織法上での権限はありませんが、連絡調整役として、統括団長、副統括団長、津・久居方面団長を設けます。

### 【消防団の報酬、報償に関すること】

消防団の報酬、報償に関することは、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

団員報酬と費用弁償は、各市町村の現行予算枠の範囲内で調整しますが、大幅な変動が生じることから、5年間の激変緩和措置を設けます。

なお、分団活動費は廃止し、費用弁償の中で支給します。

また、退職報償金および公務災害補償は、津市の例により調整します。

## 消防防災関係

### 【消防本部の位置】

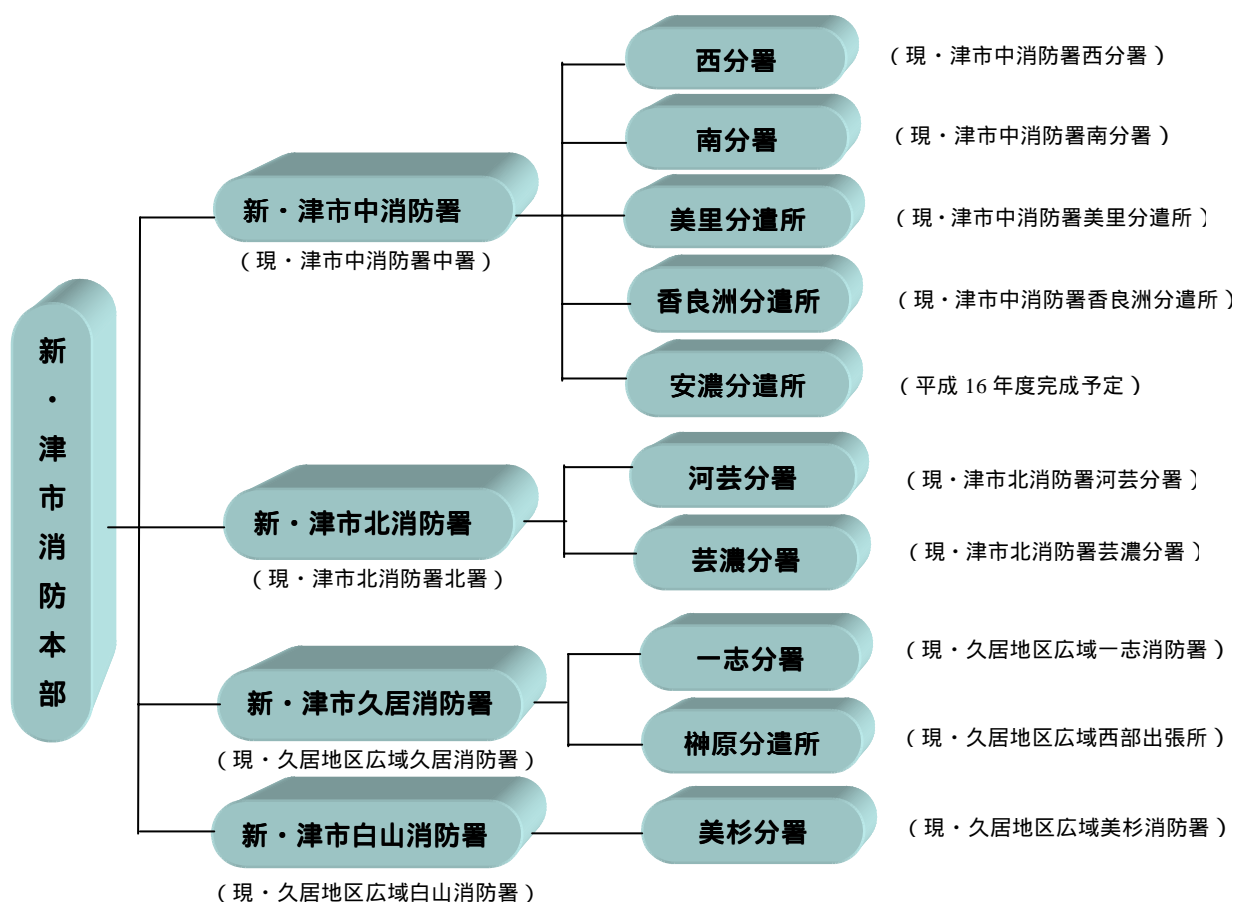
新市の消防本部の位置は、現在の久居地区広域消防組合消防本部庁舎とすることが確認されました。

既存施設を活用するために、津市消防本部と久居地区広域消防組合消防本部の各庁舎のメリット、デメリットを比較検討した結果、新市での地理的な位置や庁舎規模、建築年数などの面から久居地区広域消防組合消防本部庁舎になりました。



## 【消防署の配置】

消防署の配置は、4 消防署、6 分署、4 分遣所とします。



## ごみ対策関係

### 【家庭ごみの収集】

家庭ごみの収集は、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

家庭ごみの収集方法については、早急に統一すると混乱が生じるおそれがあることから、合併後も当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づいてできるだけ早く新市で統一できるよう調整していきます。



## 商工・観光関係

### 【商工会議所など事業補助】

商工会議所などへの事業補助は、各商工会議所などの合併状況を見据えながら、合併後3年程度で新たに統一した基準による補助制度を制定することが確認されました。

新たな補助制度を制定するまでの間は、現在の各市町村の補助金額を踏まえた暫定的な交付基準を設け運用していきます。

### 【花火大会と各種祭り】

花火大会と各種まつりは、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在各市町村で行われている花火大会、各種祭りなどは、地元主導による実行委員会などの方式により行われるものについて、合併後も引き続き支援を行っていきます。



## 建設関係

### 【公営住宅の家賃】

公営住宅の家賃は、合併後1年程度で調整することが確認されました。

合併後の公営住宅の家賃は、均衡を図る必要があることから、新市では平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度から新家賃体系に統一します。

なお、新家賃体系への移行に伴い、急激に負担が増える場合は、緩和措置として負担調整を行います。

## 市立学校の通学区域

市立学校の通学区域は合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在の各市町村の通学区域は変更しませんが、合併する市町村の境界に隣接す

る通学区域は、教室の状況と通学距離を考慮して学校を選択できるように調整します。

また、現在、津市と久居市が設置している通学区域審議会を新市でも設置し、通学区域の設定や改廃を諮問していきます。



## 学校教育関係

### 【奨学金貸付事務】

現在、3市町村で奨学金の貸付や給付事務を行っていますが、今後は日本育英会の制度などで対応が可能なことから、合併を期に廃止する方向で調整することが確認されました。

### 【給食施設の整備と学校給食の実施方法】

給食施設の整備と学校給食の実施方法は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村の幼稚園、小学校および中学校で自校方式やセンター方式などで給食を実施していますが、自校方式で実施しているところについては、各施設の建築年数や衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図ります。

また、幼稚園と中学校の給食は、実施方法に差があるため、当分の間は各市町村の実情に応じて現行どおりとします。

なお、給食の献立作成や食材の購入、調理方法、衛生管理の実施方法は、各市町村の現状を踏まえ、給食センターの整備と調整を図りながら段階的に一元化を図ります。



### 【給食費】

給食費は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村の給食費の算出方法や給食の実施回数が異なることから、給食センターの整備を図りながら、給食の食材、実施回数などを調整し、徴収額を統一します。

### 【乳幼児教育】

乳幼児教育は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

公立幼稚園の3歳児保育は、現在実施している幼稚園は当分の間現行のとおりとします。

学級開設最低基準は、原則9人で調整します。

預かり保育は、現在実施している幼稚園は継続して実施することで調整します。

ただし、預かり保育料は、各市町村で取り扱いが異なるため、合併と同時に新たに基準を設定します。



### 【成人式】

成人式は、当分の間現在の市町村単位で開催することとし、新市の新成人による実行委員会で実施方法などを検討します。



### 【私学等振興助成事務】

私学等振興助成事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在、6市町村で、私学等振興助成事務として、補助の適用となる高校に対し各市町村在住の在籍生徒数に応じて補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づき継続して実施します。

### 【私立幼稚園援助事務】

私立幼稚園援助事務は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在、津市と久居市で、私立幼稚園に対し運営補助金を、また、津市では園児保護者補助金を交付していますが、新市では新たな助成基準を設け、新たな制度に基づいて継続して実施します。

### 【就学援助事務】

就学援助事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在各市町村では、経済的な理由により就学が困難な場合に、義務教育を円滑に実施するため、学用品、通学用品、医療費（ただし、学校病治療費に限る）など必要な援助を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では、津市の例により認定基準や事務処理方法を統一します。

### 【特殊教育就学奨励事務】

特殊教育就学奨励事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在8市町村で、特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費などの奨励費の支給を行っていますが、各市町村で制度の運用に差があることから、新市では、津市の例により事業を実施します。

### 【幼稚園就園奨励補助事業事務】

幼稚園就園奨励補助事業事務は、合併と同時に津市の例により調整することが確認されました。

現在9市町村で、保護者の課税状況などに応じて保育料の減免措置などを実施していますが、各市町村で制度の内容に差があることから、新市では、津市の例による公立幼稚園の保育料に対する減免措置および私立幼稚園の保育料に対する補助を実施します。



### 【遠距離通学費補助金】

遠距離通学費補助金は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在4市町村では旧村合併や学校の統廃合、スクールバスの運行情形などの理由から、地区や対象者を限定して遠距離通学費補助金を交付しています。

新市では現在対象となっている地区や条件に該当する生徒に限り補助制度を継続します。

なお、補助内容は通学距離や地域の実情などを考慮し、新たに基準を設けます。

## 生涯学習関係

### 【図書館の館内・館外サービス】

図書館の館内サービスは現行のまま新市に引き継ぐこととし、合併後はそれぞれの図書館の実情に応じてサービス内容を統一することが確認されました。

また、館外サービスは、貸出冊数、貸出期間を除き、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

将来的には図書館の情報システムの統合や各図書館のネットワーク網の整備などにより館外サービスの内容を統一し、充実させていきます。



## 介護保険料

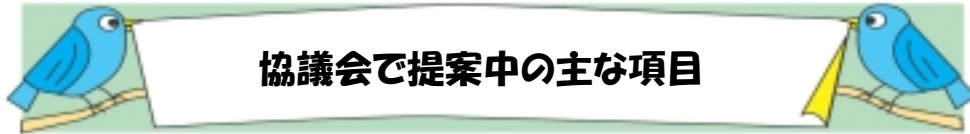
介護保険料は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

現在の介護保険事業計画を現行のまま新市に引き継ぐことから、第1号被保険者の保険料は、不均一賦課とし、現行計画が終了する平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度からの3年間の計画を新市において策定し、新料金を調整します。



構成市町村の介護保険料の現況 平成15年度の第1号被保険者基準額 (単位:円)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
月額	3,334	2,897	3,776	2,995	3,800	3,020	2,840	2,840	2,840	2,840



## 地域審議会の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を新市で設置すること、その組織および運営などは、別途協議することが提案されています。

### 合併特例法第5条の4

- 1 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 第2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

## 事務組織及び機構の取り扱い

新市の事務組織及び機構の取り扱いは、下記の「新市における組織・機構の執行体制の調整方針」を基本として、その趣旨に沿った組織・機構を構築すること、また、現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することを基本とすることが提案されています。

### ◆ 新市における組織・機構の執行体制の調整方針

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。

- (2) 市民が行う身近な手続き等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
- (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
- (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。  
また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。
- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
- (6) 常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。

## 広報広聴関係

### 【ケーブルテレビ番組の制作・放送】

現在4市町村で実施されているケーブルテレビ番組の制作・放送は、合併と同時に新たに番組を制作し、新市全域に放送することが提案されています。

番組の内容、放送形態などは、現在実施している市町村の例を参考に調整するとともに、合併後は、当面は行政番組のみの制作、放送とし、コミュニティ番組については随時調整していくこと、また、一志町、白山町、美杉村の現在の施設、設備は、現行のまま新市に引き継ぐことが提案されています。

## 納税関係

### 【前納報奨金】

市町村民税、県民税、固定資産税、都市計画税の前納報奨金制度は、合併と同時に廃止することが提案されています。

## 保健衛生関係

### 【健康診査】

健康診査は、新たに制度を制定することが提案されています。

新市での健康診査は、基本健康診査および肝炎検診を集団健診、個別健診で行うこと、対象者は、基本健康診査は集団健診については19歳以上、個別健診につ



いては 40 歳以上の希望者とし、肝炎検診は国の基準を準用した対象者とする事。

集団健診、個別健診とも新市で統一した内容、金額などで実施できるように調整すること、また、集団健診は、原則、現在各市町村で行っている場所で実施できるように調整すること。

個人負担額については、集団健診は、国基準の 3 割程度の範囲内、また、個別健診は、集団健診の個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整することが提案されています。



### 【がん検診】

がん検診は、新たに制度を制定することが提案されています。

新市では、胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診を集団検診、個別検診で行うこととし、対象は、原則 40 歳以上の希望者（ただし、子宮がん・乳がんは 30 歳以上）とする事。

実施場所、実施回数、金額は、新市で統一できるよう調整を図ること。

個人負担額は、基本健康診査の集団健診個人負担額と同程度の割合を目安として、合併までに調整することが提案されています。

## 高齢者福祉事業

### 【敬老祝金等事業】

敬老祝金等事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが提案されています。

敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問を実施する方向で調整すること。

祝金の対象者は、市内に 1 年以上居住し、9 月 15 日現在で、満 80 歳、90 歳、100 歳の節目を迎える人とし、祝金（または記念品）の額は、合併までに調整すること。

長寿者訪問は、市内最高齢者の男女各 1 名に、市長などが訪問し記念品を贈ることが提案されています。



### 【緊急通報装置事業】

緊急通報装置事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが提案されています。

緊急通報装置は、一人暮らしの高齢者などへの安心確保、在宅生活を支援するために有効な装置であることから、新市でも引き続き実施する方向で調整すること。

対象者には所得制限を設けますが、現在の利用者に対しては、経過措置として継続して利用できる方向で調整することが提案されています。

### 【紙おむつ等給付事業】

紙おむつ等の給付事業は、合併と同時に新たに制度を制定することが提案されています。

紙おむつなどの給付は、現物給付とし、支給限度額を1ヶ月5,000円とする方向で調整することが提案されています。

## 各種福祉事業

### 【心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成】

心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成は、合併と同時に、県の補助事業対象者に加え、IQ50以下（療育手帳B中度）の者を助成対象（所得制限あり）とする方向で調整することが提案されています。

### 【乳幼児医療費助成】

乳幼児医療費助成は、合併と同時に、4歳未満の乳幼児を養育している保護者（所得制限あり）に対し助成を行うことで調整することが提案されています。



### 【一人親家庭等医療費助成】

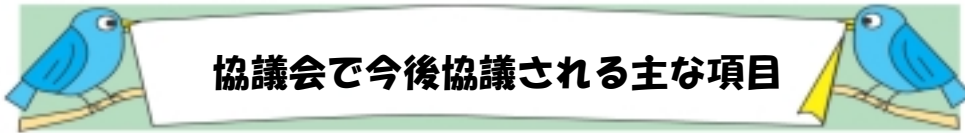
一人親家庭等医療費助成は、合併と同時に、18歳未満の子を持つ配偶者のいない親と子、または、父母のいない18歳未満の子（いずれも所得制限あり）に対し助成を行うことで調整することが提案されています。

### **【妊産婦医療費助成】**

現在津市では妊産婦医療費助成として、妊娠5ヶ月以上の妊産婦に対し、医療機関で支払った医療費（保険診療分）と妊産婦健康診査費の一部を助成していますが、新市では、合併と同時に津市の例により助成を行うことで調整することが提案されています。

### **【精神障害者医療費助成】**

現在1市2町で行われている精神障害者医療費助成は、合併と同時に支給対象者や医療費の助成範囲などを統一して、新市で助成を行っていく方向で調整することが提案されています。



## 水道料金

構成市町村の水道料金の現況（口径 13 mm で 1 ヶ月 25 m<sup>3</sup> 使用した場合）（単位：円 / 月額）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
上水道	2,575	2,825	3,300	3,950		3,400	3,090	4,500	5,350	
簡易水道		2,825			3,250				5,000	4,375
									3,250	1,375

（口径 20 mm で 1 ヶ月 25 m<sup>3</sup> 使用した場合）（単位：円 / 月額）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
上水道	2,975	2,825	3,300	7,050		3,400	3,570	4,500	5,350	
簡易水道		2,825			3,250				5,000	4,375
									3,250	1,375

白山町の簡易水道欄 上段：青山、下段：元取・福田山

美杉村の簡易水道欄 上段：村管理、下段：地元管理

芸濃町は内税

## 公共下水道使用料

構成市町村の下水道使用料の現況（1世帯4人で1ヶ月25 m<sup>3</sup>使用した場合）

（上段 単位：円、下段 単位：%）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
月額	3,050	2,375	2,200	2,360			1,800	3,150	4,500	
			3,200							
普及率	32.4	45.1	21.2	23.8			99.0	29.3	9.1	

河芸町の欄 上段：千里ヶ丘公共下水道、下段：浜田公共下水道

普及率は平成 14 年 3 月 31 日現在

## 保育所保育料

構成市町村の保育所保育料の現況【平成 14 年度実績】 ( 上段 単位：円、下段 単位：%)

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
平均月額 保育料	23,767	19,441	20,604	19,848	27,230	23,588	23,064	20,796	15,021	16,490
国徴収金 額に対す る比率	79.8	63.6	71.3	66.5	80.2	74.1	73.9	70.3	57.5	51.2

## 幼稚園保育料

構成市町村の幼稚園保育料の現況 ( 単位：円 )

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
月 額	6,000	5,200	5,200	5,500	5,800	5,500	5,500	5,500	5,000	5,500



## 都市計画税

構成市町村の都市計画税の課税状況 ( 単位：%)

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
税 率	0.3									
	市街化区 域設定有	市街化区 域設定有	市街化区 域設定有				市街化区 域設定有			

現在、津市は都市計画区域の中で、市街化区域内の土地および家屋に対して 0.3%の課税を行っています。



## 国民健康保険料(税)

構成市町村の国民健康保険料(税)の現況【平成14年度実績額より】

(単位：円)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
平成14年度 1人当たり	86,147	85,069	79,707	70,201	86,957	73,618	73,870	77,920	77,896	71,017

## 議会の議員の定数及び任期

構成市町村の議会議員の定数及び任期の現況

(定数の単位：人)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	計
法定定数	34	26	22	18	14	22	18	22	22	18	216
条例定数 (現員)	32	20	18	14	12	16	12	14	16	12	166
任期 満了日	H19.4.30	H19.5.14	H19.8.2	H17.4.30	H19.9.25	H16.1.14	H19.2.8	H19.4.29	H19.5.15	H19.4.30	

# 新市まちづくり計画

## 修正原案 概要版

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都



### 目

### 次

- ・ 新市まちづくり計画とは . . . . . 1
- ・ 合併の必要性 . . . . . 2
- ・ 新市の将来像と基本理念 . . . . . 4
- ・ 新市の土地利用 . . . . . 5
- ・ 将来の人口の見通し . . . . . 7
- ・ 基本政策（施策の体系） . . . . . 8
- ・ 新市の施策 . . . . . 9
- ・ 新市における三重県事業 . . . . . 16
- ・ 財政計画 . . . . . 18
- ・ 新しいまちづくりのために . . . . . 20

平成15年12月 ○○市町村 津地区合併協議会





少子高齢社会の進行・人口減少社会の到来

少子高齢社会が進行し、人口減少社会を迎えようとする中、今後は、高齢者に対する福祉、医療などのニーズが増大する反面、生産年齢人口の減少が税の減収をもたらすなど、小規模な市町村では、行政サービスの維持が困難になることが考えられます。

住民の日常生活の変化

昭和の大合併から約半世紀を経て、通勤、通学、買い物、通院など、住民の行動範囲は市町村の枠を超えて広がっています。広域化・多様化する住民ニーズを重視した行政サービスを提供していくためには、10市町村での行政区域のまとまりが必要です。

地方の確かな自立の実現

地方分権の到来

地方分権の進展により、国や県からの様々な権限の移譲が行われ、市町村の役割はますます重要となります。10市町村が一体となることにより、住民の期待に応えられるサービス体制を確保し、人材や財源の面での自治体能力を強化する必要があります。

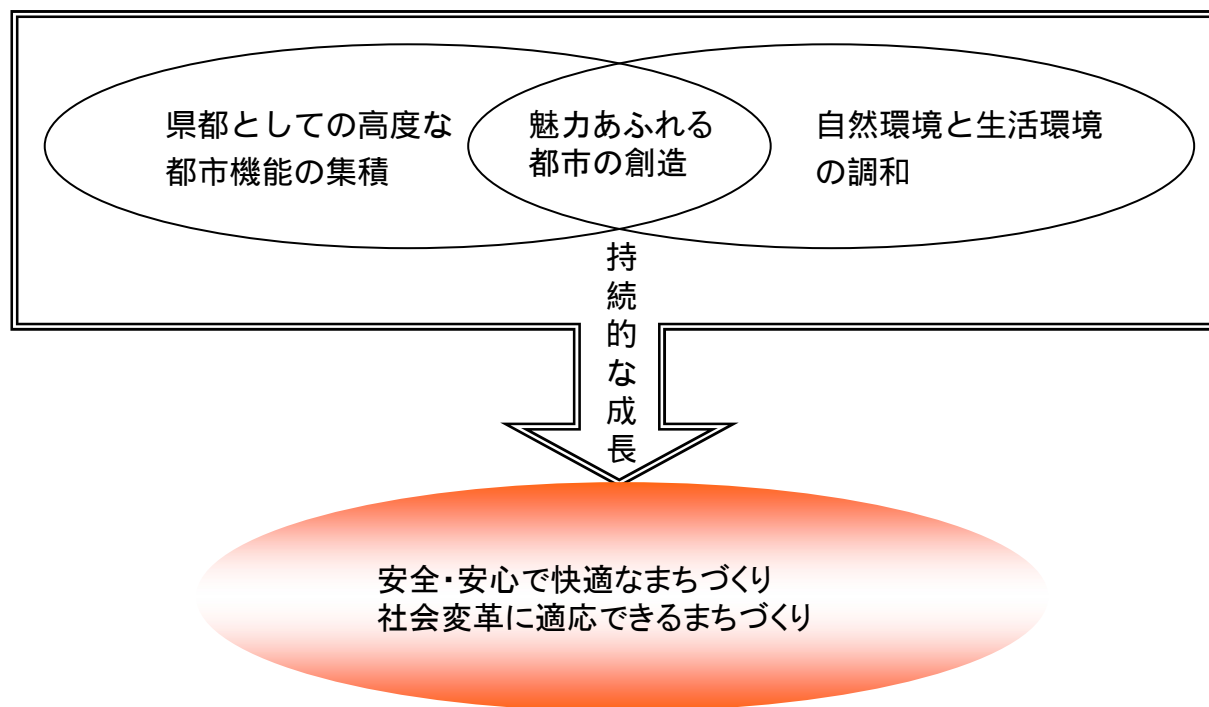
厳しい財政状況

国と地方の借金の合計は、平成14年度末で699兆円（国民一人当たり525万円）となり、大変厳しい財政状況にあります。少子化に伴う地方税の減収や地方交付税制度等の見直し、地方分権による地方自治体の役割の増大により、今後は、更に厳しい財政運営を迫られると考えられます。そのため、10市町村は、一体となって、より効率的な行財政運営、行財政力の強化を図り、この局面に対処する必要があります。

10市町村の圏域は、三重県の県都として産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中核圏域としての役割を果たしてきています。一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれており、21世紀が「環境との共生の時代」と言われている中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となってきています。

前頁に述べたような変革の時代にあって、県都としての機能を担うこの圏域が、ひいては三重県が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図ると同時に、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境が調和した、これからの時代に求められる魅力あふれる都市を創造し、持続的に成長していくことが不可欠であるといえます。

すでに一体感のある10市町村が、ひとつの自治体を形成することにより、お互いの優れた資質を十分発揮することができるとともに、その相乗効果が期待でき、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になると考えます。



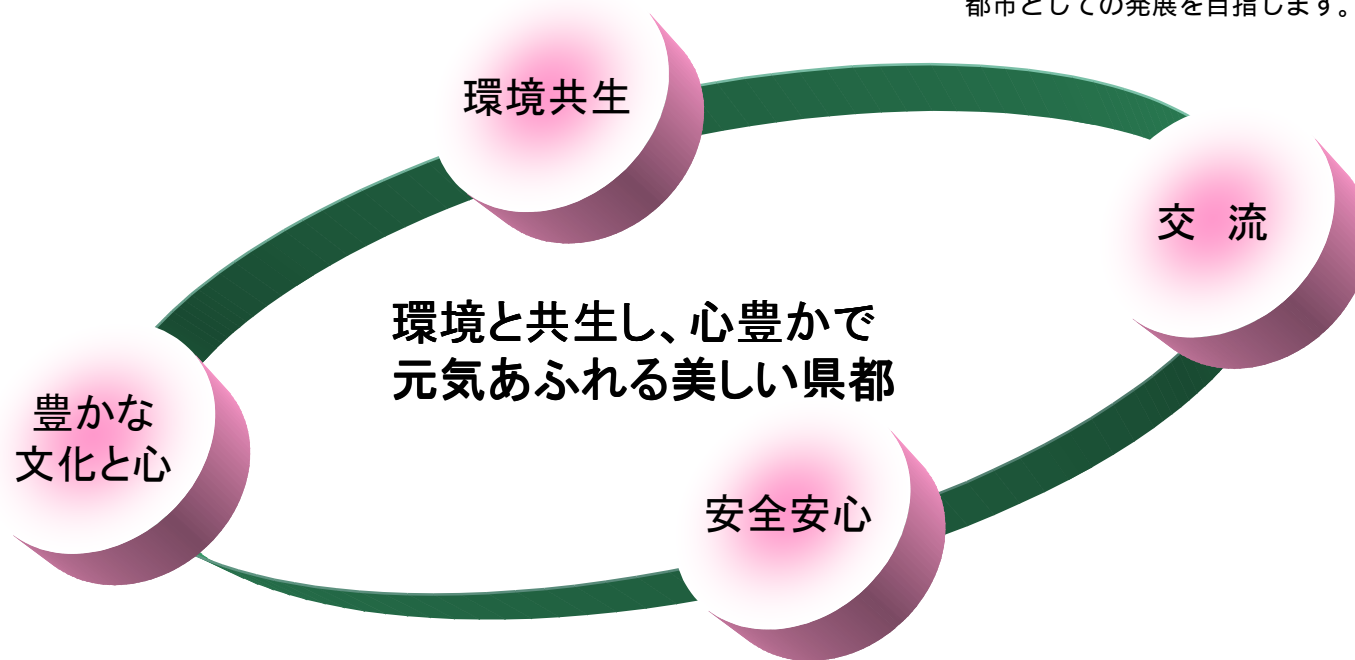
新市においては、次の4つの基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

### 1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

新市の有する多くの自然環境と都市機能を最大限に生かし、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

### 2 活力のある多様性をもった交流都市の実現

交流拠点、産業基盤の整備など都市機能の適正な集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成に努めるなど、活力ある多様性をもった交流都市としての発展を目指します。



### 3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、新しい時代を担う有為な人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

### 4 安全で安心して暮らせる都市の実現

防災、防犯など安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、誰もが健康で心豊かに過ごせる住みよい福祉環境づくりを進め、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

新市の土地利用の方向は、基本的には現在みられる機能分担を踏まえながら、これらを分かりやすくイメージするため、機能・特性が類似する一定のまとまりのある区域をゾーンとして、その大枠を設定することとします。  
 また、機能・特性が特徴的にあらわれている地区を拠点と位置付け、有効な整備を進めます。  
 さらに、新市の各機能を効果的に連携させ、新市全体としての魅力を向上させるため、圏域内外の人や物が往来する主要な軸や新市内を結ぶ軸を連携軸として位置付けます。

新市の土地利用

3つのゾーン

**都市機能集積ゾーン**

広域的な交流機能を高めながら、人、物、情報の集中する都心核の整備を進めていきます。

**居住環境共生ゾーン**

良好な自然環境の保全に留意しながら、住みやすさの向上を図るため生活基盤を整備するとともに、農業や企業の誘致などによる産業振興を進めていきます。

**里山・山間自然環境ゾーン**

集落における生活基盤を整備するとともに、農・林業振興を図るなど、自然環境の整備・保全を推進しながら、観光レクリエーション機能を充実し、他のゾーンとの有機的な連携を図ります。

2つの連携軸

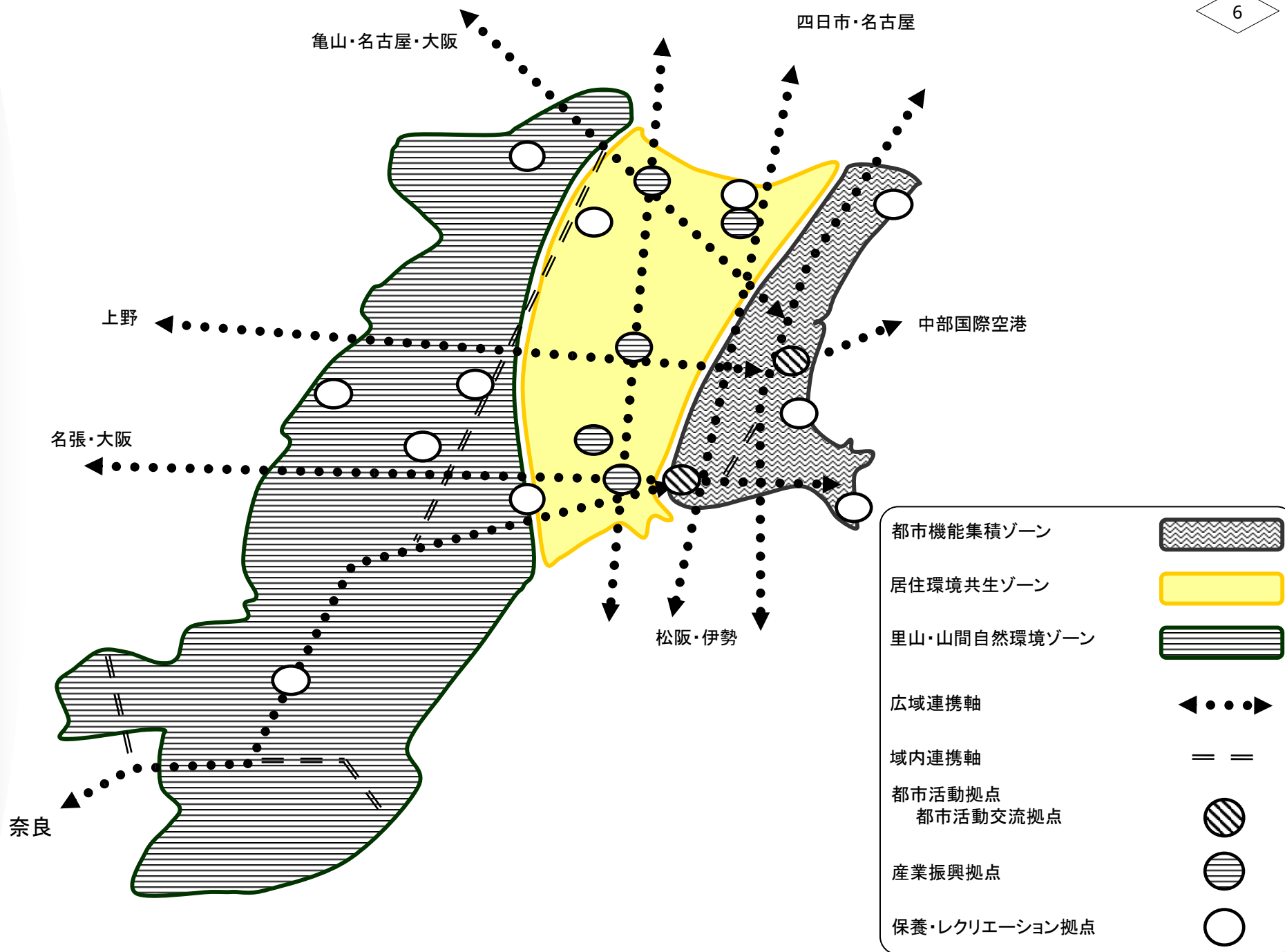
**広域連携軸**

鉄道や広域的な幹線道路網を広域連携軸として位置付け、域外からの交通需要に対応するとともに、交通結節点を経た域内連携軸との連結を図り、市域全体への流通の促進を図ります。また、中部国際空港アクセス拠点を結節点として、世界をも視野に入れた広域連携軸の形成を図ります。

**域内連携軸**

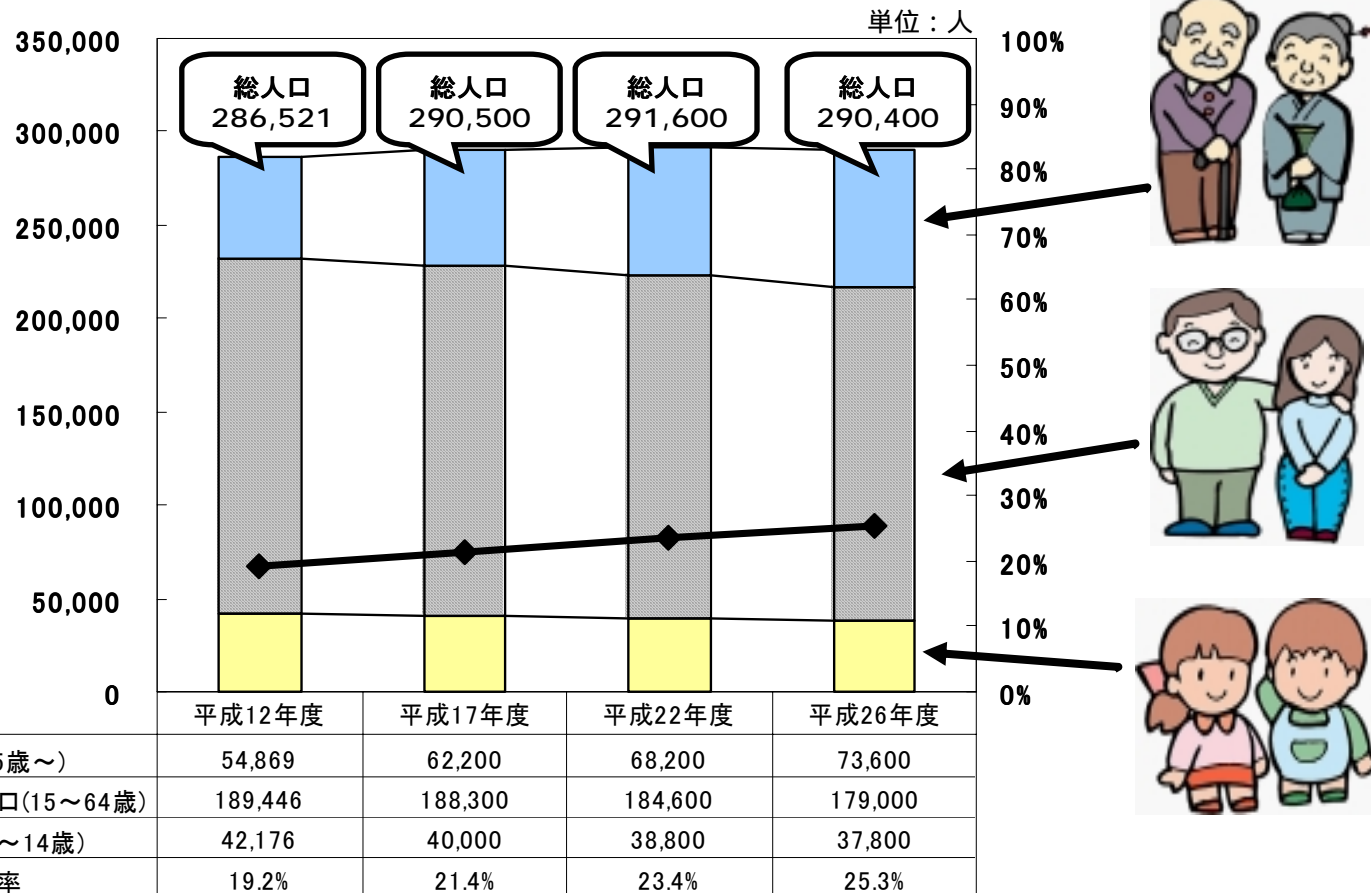
域内の基幹道路を域内連携軸として位置付け、新市域内の移動の利便性を向上させるとともに、広域連携軸を介した広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

# 新市の土地利用



出生率の低下等を背景にわが国の人口は減少傾向になるものと予想されますが、新市においては、新市まちづくり計画の着実な推進によって、平成26年における人口（総人口）を290,400人と設定します。

将来の人口の見通し



平成12年国勢調査人口をベースに政策的要因を加味し目標人口を設定しました。

新市の将来像を実現するため、4つの基本理念に基づいて、以下の体系のもと、まちづくりを推進します。

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

生活基盤の整備  
生活排水、雨水排水対策の推進  
上水道、簡易水道の整備  
生活道路の整備  
環境衛生対策の充実

循環型社会の形成  
環境負荷の少ないエネルギー利用  
資源の循環的利用の推進  
廃棄物等の適正な処理

次世代に残す自然環境の保全  
環境保全対策の推進  
多様な自然環境の保全

快適な生活空間の形成  
既成市街地の整備  
美しい都市空間の創造  
公園、緑地等の整備  
住環境の整備

2 活力のある多様性をもった交流都市の実現

交流機能の向上  
中心市街地、新市街地の整備  
道路ネットワークの整備  
港湾の整備  
情報化の推進  
公共交通の充実

自立的な地域経済の振興  
産業振興拠点の形成  
農林水産業の振興  
工業の振興  
商業の振興  
観光、レクリエーションの振興  
雇用機会の創出  
勤労者福祉の向上

3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

生きる力を育む教育の推進  
学校教育の総合的推進  
教育環境の充実

高等教育機関との連携・充実  
高等教育機関との連携  
三重短期大学の充実

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興  
生涯学習スポーツの推進  
生涯学習スポーツ環境等の充実  
青少年の健全育成  
文化、芸術活動の充実  
歴史的資源の保存

市民活動の促進  
地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援  
市民交流の推進  
都市間交流、国際交流の推進  
男女共同参画の推進

人権の尊重  
人権施策の推進

4 安全で安心して暮らせる都市の実現

安全なまちづくりの推進  
治山、治水対策の推進  
災害に強い都市構造の形成  
消防、救急、救助体制の充実  
地域防災体制の強化  
交通安全対策の推進  
防犯対策の推進  
消費者の保護

生涯を通しての健康づくりの推進  
健康づくりの推進  
地域医療体制の充実

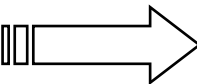
地域福祉社会の形成  
地域福祉の充実  
高齢者福祉の充実  
障害者福祉の充実  
児童福祉の充実  
母子、寡婦、父子福祉の充実  
社会保障の充実

ユニバーサルデザインの推進  
ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

基本政策

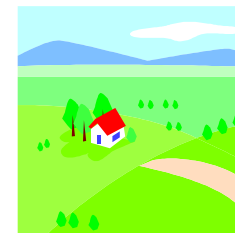
生活基盤の整備

安全で快適な日常生活を実現するためには、その暮らしを支える生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道、上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。



新市の施策

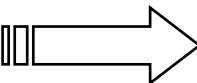
生活排水、雨水排水対策の推進  
上水道、簡易水道の整備  
生活道路の整備  
環境衛生対策の充実



基本政策

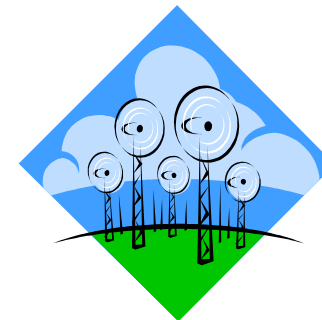
循環型社会の形成

廃棄物発生抑制、再利用、リサイクルの取組をはじめ、廃棄物の適正な処理、更には新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。



新市の施策

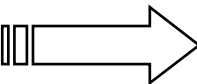
環境負荷の少ないエネルギー利用  
資源の循環的利用の推進  
廃棄物等の適正な処理



基本政策

次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。



新市の施策

環境保全対策の推進  
多様な自然環境の保全

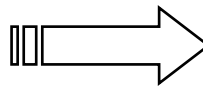




## 基本政策

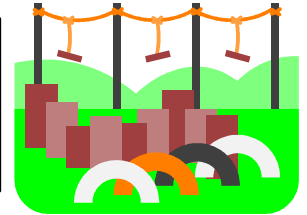
### 快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域特性のある都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。



### 新市の施策

既成市街地の整備  
美しい都市空間の創造  
公園、緑地等の整備  
住環境の整備



## 新市の施策 2

### (1) 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

#### 主な事業

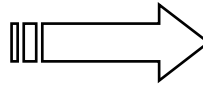
公共下水道の整備  
農業集落排水の整備  
合併処理浄化槽設置事業の促進  
上水道・簡易水道の整備  
水道老朽管更新事業の推進  
生活道路新設・改良事業の推進  
斎場の整備検討  
風力発電等新エネルギー利用の推進  
ごみ分別収集、リサイクル活動の推進

ごみ最終処分場建設の推進  
し尿処理場の整備  
環境イベントの開催  
水源かん養事業の推進  
津駅前北部土地区画整理事業、  
津駅前北部地区市街地再開発事業の推進  
久居駅周辺整備事業の推進  
地域歴史資源の保存と活用  
公園緑地整備事業の推進  
良質な民間賃貸住宅の建設促進

基本政策

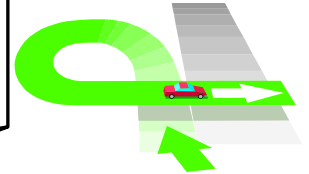
交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。



新市の施策

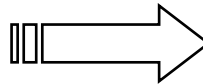
中心市街地、新市街地の整備  
道路ネットワークの整備  
港湾の整備  
情報化の推進  
公共交通の充実



基本政策

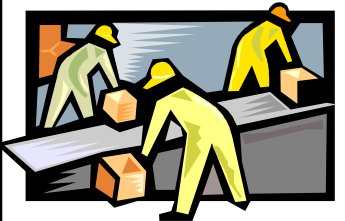
自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的な新規産業の創出を促進し、既存産業の活性化を図るなど就業の場の確保に努めます。  
また、商業、観光産業の振興を図るとともに、農林水産業については地域特性を活かした振興策を進め、自立的な地域経済の振興を図ります。



新市の施策

産業振興拠点の形成  
農林水産業の振興  
工業の振興  
商業の振興  
観光、レクリエーションの振興  
雇用機会の創出  
勤労者福祉の向上



新市の施策 3

(2) 活力のある多様性をもった交流都市の実現 主な事業

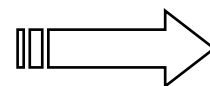
中心市街地活性化事業の推進  
近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討  
主要幹線、地域間道路の整備  
河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、  
北神山戸島線、榎木原上原線、内多清水ヶ丘線、  
新開地14号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線  
中部国際空港海上アクセス港周辺整備  
電子自治体の構築と情報システムの導入・活用  
鉄道、バス路線の利便性の確保  
産業振興拠点への企業、研究機関の誘致  
農林業生産基盤の整備

農林業の担い手育成事業の推進  
漁港の整備促進  
地域特産物のブランド化  
市民観光農園の整備  
地産地消の推進  
地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業等の創出促進  
産学官連携の推進  
商工会議所、TMO等の商業環境整備の促進  
観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり  
観光イベントの開催

基本政策

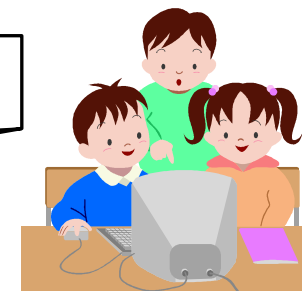
生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの、豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。



新市の施策

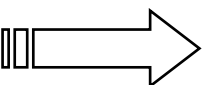
学校教育の総合的推進  
教育環境の充実



基本政策

高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を活かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携・充実を図ります。



新市の施策

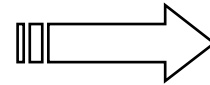
高等教育機関との連携  
三重短期大学の充実



基本政策

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。



新市の施策

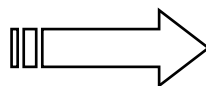
生涯学習スポーツの推進  
生涯学習スポーツ環境等の充実  
青少年の健全育成  
文化、芸術活動の充実  
歴史的資源の保存



基本政策

市民活動の促進

市民の多様で活発な活動を促進するため、NPOやボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的交流に至るまで市民交流・活動の総合的な促進を図るとともに、市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指します。



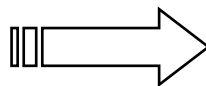
新市の施策

地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援  
市民交流の推進  
都市間交流、国際交流の推進  
男女共同参画の推進

基本政策

人権の尊重

住民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重しあえる社会の形成を目指します。



新市の施策

人権施策の推進



(3) 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現 主な事業

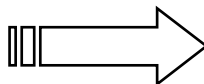
小中学校施設の整備  
(大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業)  
給食センターの整備の検討  
高等教育機関と地域との連携事業の実施  
三重短期大学の教育環境の充実  
総合型地域文化スポーツクラブの育成  
総合的な健康スポーツ施設の整備の検討  
生涯学習スポーツ施設の整備

文化施設の整備  
歴史資料館整備の検討  
地域伝統文化の保存、伝承  
コミュニティ施設の整備  
市民まつり等の開催  
男女共同参画の啓発活動の推進  
人権啓発活動の推進  
人権教育の推進

基本政策

安全なまちづくりの推進

山林、河川、海岸の改修整備など地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策、防犯活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。



新市の施策

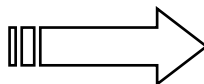
治山、治水対策の推進  
災害に強い都市構造の形成  
消防、救急、救助体制の充実  
地域防災体制の強化  
交通安全対策の推進  
防犯対策の推進  
消費者の保護



基本政策

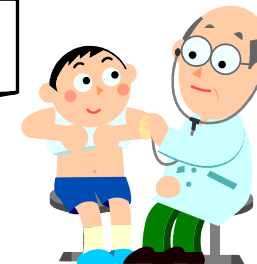
生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。



新市の施策

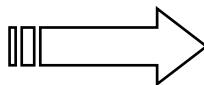
健康づくりの推進  
地域医療体制の充実



基本政策

地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉等の推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取組を進めます。



新市の施策

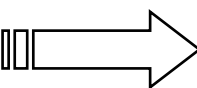
地域福祉の充実  
高齢者福祉の充実  
障害者福祉の充実  
児童福祉の充実  
母子、寡婦、父子福祉の充実  
社会保障の充実



基本政策

ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が安全で安心して暮らしやすいよう、あらゆる人々を念頭においたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



新市の施策

ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進



(4) 安全で安心して暮らせる都市の実現 主な事業

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1・2級河川改修の促進、準用河川改修の推進</li> <li>海岸堤防の整備促進</li> <li>急傾斜地崩壊対策事業の推進</li> <li>庁舎の耐震診断・整備</li> <li>消防庁舎の整備</li> <li>消防車輛・救急車輛・消防資機材の整備</li> <li>消防緊急通信指令システムの整備</li> <li>消防水利の整備</li> <li>医療機関と連携した高度救急体制の整備</li> <li>自主防災組織の育成</li> <li>消防団活性化の推進</li> <li>交通安全施設・防犯施設の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活情報提供</li> <li>保健施設の整備</li> <li>健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進</li> <li>休日・夜間の救急医療体制の充実</li> <li>高齢者健康づくり、生きがい事業の推進</li> <li>シルバー人材センターの充実</li> <li>在宅福祉サービスの充実</li> <li>高齢者、障害者等福祉施設の整備促進</li> <li>保育施設の整備促進</li> <li>ユニバーサルデザインの啓発活動の推進</li> <li>公共施設等のバリアフリー化の推進</li> </ul> |
|--|--|

新市は、三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進めます。三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを支援します。

### (1) 保健・医療・福祉の充実

地域住民の安全が確保され、各種のバリア（心、体、性差、意識等）をなくし、安心して健やかな生活が送れる社会の構築を目指して、地域の主体性を尊重しつつ、住民のニーズに応じた多様で高度な保健・医療・福祉サービスを提供します。

### (2) 教育・文化・スポーツの振興

一人ひとりが、個性と創造性を持ち、自らの夢の実現に向け意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる教育環境づくりを行います。また、誰もが個性的で創造性豊かな生活を送り自己実現が果たせる社会の実現をめざして、文化やスポーツが身近に感じられ、楽しむことのできる環境づくりを推進します。

### (3) 産業の振興と雇用支援

消費者を起点に置き、安全で安心できる食料の供給を目指すとともに、地域の特色ある戦略的なものづくりと、サービスの提供を行い、農林水産業、商工業、観光産業の振興を図ります。また、自然環境を含め、地域資源を生かした、活力ある農山漁村づくりと、町づくりを通じ、地域住民はもとより、訪れる人々にやすらぎと住みやすい地域づくりを目指します。

#### (4) 生活環境・県土の保全

県民や市町村との協働により、人権意識の一層の高揚を図る取組や、男女共同参画の地域づくりを進めるなど、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざします。

また、安全な消費生活の確保、地域と一体となった防犯対策や交通事故抑止対策の一層の強化、地域が主体となった青少年の健全育成活動等の推進を通して、県民が安全で安心して暮らせる心豊かな社会の実現に努めます。

資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用などの環境にやさしい行動を推進し、自然と調和した良好な環境の確保に努めます。

山地災害の防止、水資源のかん養、保健休養や教育の場の提供などの森林の持つ多様な公益的機能を持続的に発揮させるため、健全で活力のある森林の整備を推進します。

社会資本の整備及び管理を着実に推進し、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

災害等危機に際し、迅速、的確に対処できる体制を整備します。

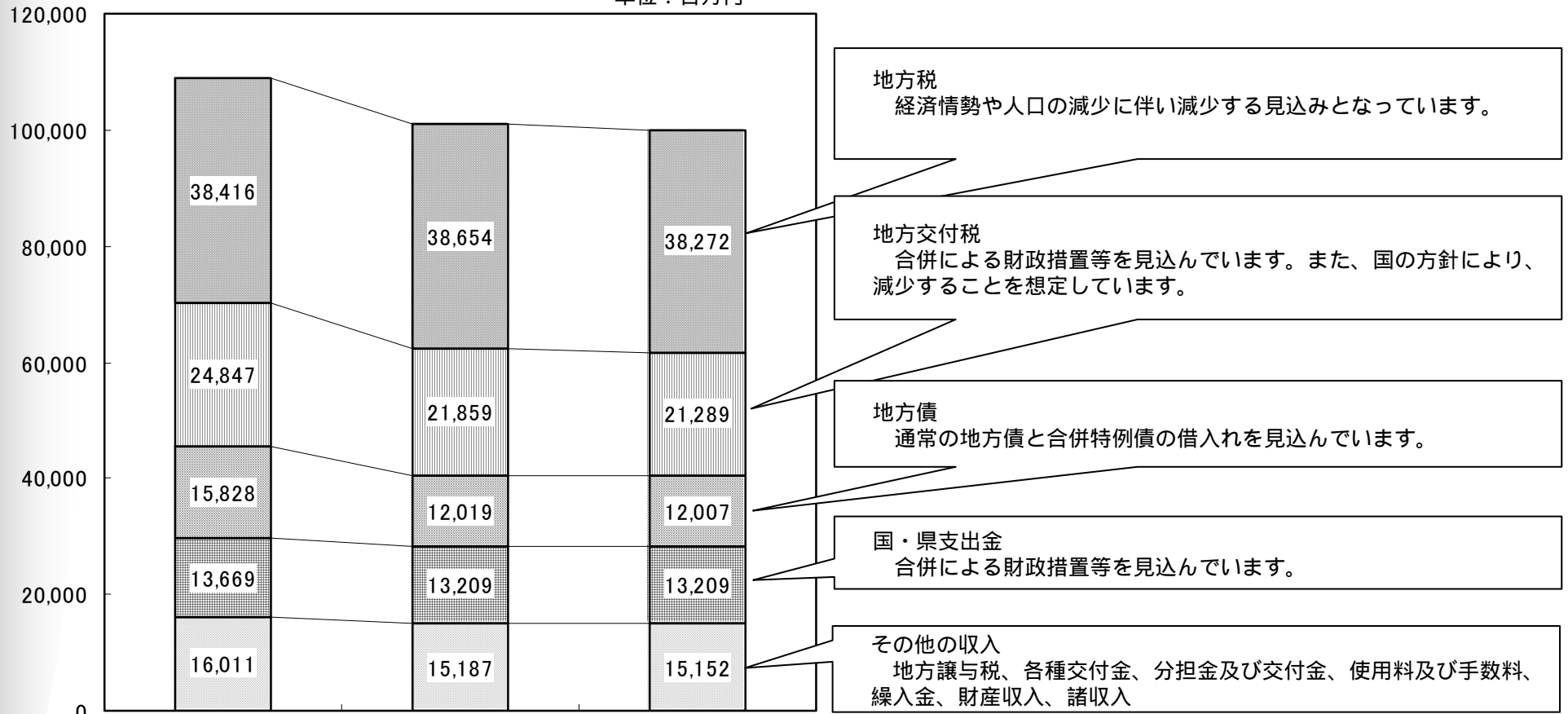




財政計画は、新市の10年間の財政運営の指針として、歳入、歳出の費目ごとに、現況及び過去の実績等を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果、合併特例債等の国・県の財政支援措置等を反映し、普通会計ベースで作成しています。

歳入の見通し

単位：百万円



地方税  
経済情勢や人口の減少に伴い減少する見込みとなっています。

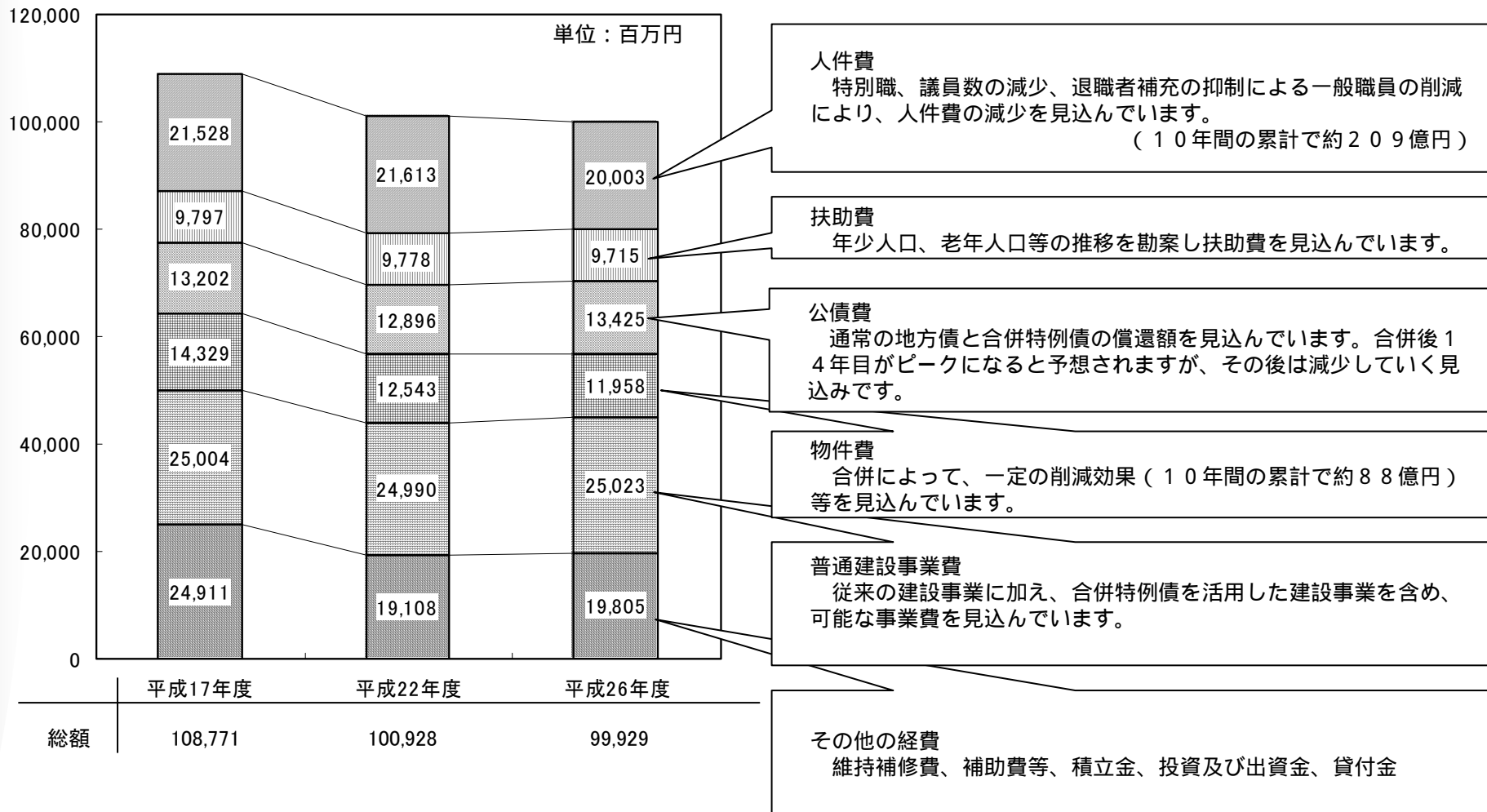
地方交付税  
合併による財政措置等を見込んでいます。また、国の方針により、減少することを想定しています。

地方債  
通常の地方債と合併特例債の借入れを見込んでいます。

国・県支出金  
合併による財政措置等を見込んでいます。

その他の収入  
地方譲与税、各種交付金、分担金及び交付金、使用料及び手数料、繰入金、財産収入、諸収入

歳出の見通し



公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、住民生活に不便を及ぼさないよう配慮して検討を行います。その際、効率的な管理・運営はもとより、地域の特性やバランスと財政的事情等を考慮していきます。さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。また、合併以前の市町村役場については、住民生活に密着した行政サービスを提供するための施設として存続させるとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。

## まちづくり推進のための方策

### 1 市民参画の推進

広報広聴活動の充実や情報公開の推進など、積極的な情報提供とともに、情報の共有化に努め、市政への市民参画を推進します。

また市民参画を基調としたまちづくりのより一層の推進に努めます。

### 2 行財政改革の推進

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

また、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、行政評価システムの構築を進めるほか、職員の能力向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。